

(開会)

課長：皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。都市計画課長の〇〇と申します。よろしく願いいたします。

本日、市長の到着が少し遅れるということでございますので、先に新委員の皆さまより、ご挨拶をいただきまして、市長の挨拶は後ほどという流れにしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本年度第1回目の小平市都市計画審議会の会に先立ちまして、新たに任命されました方が6名いらっしゃいますので、名簿に沿いましてご紹介させていただきます。

なお、ご紹介の後、新たに任命されました委員の方は一言ご挨拶をお願いいたします。

それでは、ご紹介いたします。

小平消防署長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇署長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：小平消防署長の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

課長：次に、国土交通大学校長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇校長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：国土交通大学校長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長：次に、東京都北多摩北部建設事務所工事第一課長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇課長が新たにご就任されました。本日は、東京都北多摩北部建設事務所長〇〇様がお見えになっております。せっかくでございますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：本来なら工事第一課長が来るところでございますが、所長の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

課長：次に、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇課長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長：次に、市民委員であります〇〇委員、〇〇委員の任期満了に伴いまして、新たに任命されました市民委員が2名いらっしゃいます。名簿に沿いまして、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：こんにちは。〇〇と申します。小平に生まれ育ちまして五十数年、仲町から今、学園東町のほうに住んでおります。地域の防災とか建築とかいろいろなところに顔を出させていただいて、住みやすい小

平を皆さんとともにつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

課長： ありがとうございます。

次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 〇〇でございます。皆さん、こんにちは。私は喜平町で生まれ育ちました。現在に至るまでの間、10年ほど海外、それから、他県の地方都市に住む経験をいたしました。それぞれ思い起こすと緑の多いよい環境だったというふうに記憶しております。審議会の中で少しでも役に立つことができればと希望しております。よろしくお願ひします。

課長： ありがとうございます。

本日の審議会でございますが、諮問案件が1件、報告案件が4件でございます。

それでは、これより〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思ひます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(開会の辞)

会長： どうも皆さん、改めましてこんにちは。また年末のご多忙の中、第1回目の都市計画審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございました。

それでは、座らせていただきまして審議を進めさせていただきます。

早速ですが、それでは、議事に入らせていただきます。

ただいまの出席委員数は14名。本日、小平警察署長の〇〇委員から欠席の連絡を受けておりますので、14人の出席ということになります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行いたいと思ひます。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(傍聴許可)

会長： 次に、傍聴でございますが、本審議会の傍聴申し込みが1名ございます。傍聴人と決定いたしましたので、ご報告をいたします。ただいまから入室を許可いたします。よろしくお願ひします。

(市長挨拶)

会長： それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

市長： 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました小平市長の小林でございます。

今日は、大変お忙しいところ、本審議会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政に関しましてご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日もご審議をいただきますのは、「小平都市計画生産緑地地区の変更」でございます。

また、報告事項といたしまして、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」、それから「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）について」、それから、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会の開催について」及び「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」のご報告をさせていただきます。

報告事項にもございますとおり、本年度末には小平市都市計画マスタープランの改定を予定いたしておりますが、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、マスタープランに掲げるまちの将来像の実現に向けて、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞ、よろしく願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席いたします。ご理解のほどお願い申し上げます。

（市長退席）

会長： それでは、これより審議に入ります。

「生産緑地地区の変更」に係るものでございますので、小平市都市計画審議会条例第3条の規定に基づく臨時委員としまして、小平市の農業経営に関する専門家として、東京むさし農業協同組合小平地区統括支店長の〇〇委員にご出席をいただきます。

ここで臨時委員の入室をお願いいたします。

（〇〇委員入室）

会長： それでは、早速でございますが、入室されました臨時委員の〇〇委員にご挨拶をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 今日は、都市計画審議会にお招きいただきましてありがとうございます。今、生産緑地につきましては、都市農地ということで、去年制定された都市農業振興基本法の理念に基づきまして、JAといたしましては、少しでも生産緑地を残していきたいということで日々活動しております。今日もよろしくご審議お願い申し上げます。

会長： どうもありがとうございました。

それでは、28諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」の提案説明を事務局よりお願いいたします。よろしくお願いいたします。

課長： 初めに、資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました書類につきましては、資料1、A4判、「小平都市計画生産緑地地区の変更（小平市決定）」、資料2、A4判、「新旧対照表」、資料3、A0判の1万分の1の地図で「小平都市計画生産緑地地区総括図（小平市決定）」、資料4、A3判を折った2,500分の1の地図で、「小平都市計画生産緑地地区計画図（小平市決定）」、参考資料、A4判、「生産緑地の買取り制度について」でございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。

それでは、提案説明に入ります前に、まず、簡単に生産緑地の制度と、本諮問案件にかかります資料の見方につきまして、ご説明させていただきます。

生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づきまして、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害・災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保等を図るため、昭和49年に制定されました。

その後、農地の宅地並み課税と平成3年の生産緑地法の改正に伴い、農業を継続するご意思のある方は生産緑地の指定を受け、市内のほとんどの生産緑地地区が、改正後の新法に基づく平成4年の指定となっております。ちなみに、旧法による地区は8地区となっております。

生産緑地に指定されますと開発行為等は制限され、原則として30年間営農を行うこととなっております。

参考資料「生産緑地の買取り制度について」の裏面の「生産緑地地区買取り申出手続き等の流れ」の図の左側をご参照ください。

生産緑地の所有者の買取りの申出は、①の都市計画の指定の日から30年を経過したとき、②の農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたときに市に対し、時価による買取りの申出ができます。買取り申出から1カ月以内に市が買い取る旨、買い取らない旨を通知し、買い取らない場合は農業希望者にあっせんをいたします。買取り申出から3カ月であっせん不調の場合は、開発行為等の行為制限が解除されます。市は買取り、または、そのあっせんに努めるものとなっておりますが、財政上の理由や所有者の土地の利活用などから買い取ること

ができないことが現状でございます。

なお、今回の生産緑地地区に係る都市計画の変更で、買取り申出に伴う行為制限解除によって削除を行う生産緑地は、諸手続などから便宜上1年に1回行っている関係から、平成27年1月から平成27年12月までに買取り申出の手続が行われた地区でございます。その関係から、既に開発行為等が行われている箇所もございます。

また、通常の見取り申出のほか、都市計画事業や開発行為に伴い、都や市の道路になるなど公共施設等に転換される場合には、生産緑地の削除がなされます。

生産緑地の追加指定につきましては、既に農業を営んでいることや面積などを要件といたしまして、1年に一度、生産緑地地区に係る都市計画の変更にあわせて募集を行ってございますが、今回の都市計画変更に当たっては応募はございませんでした。

続きまして、資料の図の見方をご説明いたします。

資料4、A3判を折った2,500分の1の地図、「小平都市計画生産緑地地区計画図」をご覧ください。右上のところに、小平市「10分の1」と書かれてございますが、図面の番号となっております。

また、地図の中に太数字が明記されておりますが、生産緑地の地区ごとにつけられている地区番号でございます。

凡例でございますが、縦じまの線の箇所が既存の生産緑地でございます。黒く塗りつぶしてございますのが、今回削除する箇所でございます。

また、市内全域の生産緑地は、資料3「小平都市計画生産緑地地区総括図」、こちらのほうに1枚の図に示しております。既指定区域が白抜きとなっている点が、異なっているところでございます。

時間の関係もございますので、図面では、変更を行う理由ごとに代表の箇所を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、28諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」についてご説明いたします。

初めに、削除についてご説明いたします。資料1、「小平都市計画生産緑地地区の変更」の第2、「削除を行う位置及び区域」をご覧ください。資料4の図面では、黒塗りの部分となります。地区の全部を削除するものが8地区、一部を削除するものが9地区、計17地区ございます。17地区のうち16地区は、買取り申出に伴う行為制限の解除によるもの、1地区は、公共施設等の設置によるもの

のでございます。

買取り申出による16地区のうち、その理由が農業の主たる従事者の死亡によるものが12地区、故障によるものが4地区でございました。

削除につきまして、買取り申出に伴う行為制限の解除によるものを例に、二つの事例を代表として図面でご説明いたします。

まず、農業の主たる従事者の死亡を理由とした買取り申出によって、全部削除される地区をご説明いたします。

資料4の5ページ目、図面番号「10分の5」をご覧ください。図面左側で小平霊園南側、地区番号233番、黒く塗りつぶされた箇所が面積2,840平米の削除でございます。

次に、農業の主たる従事者の故障を理由とする買取り申出によって、地区の一部が削除される地区をご説明いたします。

同じく資料4の10ページ目、図面番号「10分の10」をご覧ください。図面の右端、中段、地区番号251番、黒く塗りつぶされた箇所が面積720平米の削除でございます。

次に、生産緑地地区の変更後の面積でございますが、資料2、「新旧対照表」下段に記載しております計の欄をご覧ください。平成27年12月に告示しております変更前の生産緑地地区数375地区、面積約172万9,390平米に対しまして、削除と精査により368地区、169万2,320平米、約169.23ヘクタールとなっております。

以上が、28諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」に係る提案説明でございます。

なお、本案につきましては、都市計画法の規定によりまして、平成28年10月18日付で東京都との協議が済み、11月16日から11月30日まで2週間縦覧をいたしました。特にご意見はございませんでした。

今後、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

会 長 : ご苦労さまでした。提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
〇〇委員。

委 員 : 依然として、生産緑地の大きな面積が減少しているのがこの表でよくわかるわけでございますけれども、最初に1点目、資料4の「10分の4」の番号89なんですけども、これ小川町二丁目というこ

とですけれども、89のところは、生産緑地としては一番の農地がたくさんあって、24,770平米あったわけですね。その中の一部が今度解除になるわけですが、周囲が全部生産緑地なわけですね。この解除について、解除してもここは要素的にほとんどもう使えない状況だと思うんですね。道路も何もないわけですし、畑しか使えないようなところなんですけれども、これを受けた後で、担当のほうでは農業者にあっせん、他の農業者にあっせんできなかったのかとか、例えば、農地として維持していくために買い取りを検討するとか、この所有者においても、そういう旨の指導とか説明はしたのでしょうか。これ解除したからって何も使えないというのは、そういう意向調査をきちんとしていただいたのかということをお尋ねしたいと思っております。

それともう一点ですけれども、資料3のこれを見ますと、広げてもみますと、確かに小平は横に青梅街道が一本あって、あと、その南側に、都市計画道路3・3・3号線が載っておりますね。それと栄町のほうからルネ小平あたりまで都市計画道路があるわけですね。栄町と小川西町と小川町は区画整理があって、都市基盤の整備が進んでいて、今、小川四番、新東京自動車教習所のあたりも進んできているというふうなお話を伺っておりますけれども、その南側とか府中街道の東側の十五小あたりの3・3・3号線に沿ったあたりとか、小平特有の短冊状の生産緑地が残っているわけですが、これから、今後また減少が予想されますから、こういうふうに住地開発等がされると、一貫性のない基盤整備されない宅地造成とかになってしまいそうな気がします。プチ田舎をうたっているわけですが、今の風景がプチ田舎ということではなくて、きちんとそれなりの都市基盤整備もした中で、そういうプチ田舎というところに持っていくようなことを考えられるかと思うんですけれども、そういう現在もまだ短冊状に残っているところなどを計画的に指導して基盤整備を進めていくようなお考えはないのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思います。

会 長 : 2点についての質疑がございました。
都市計画課長。

課 長 : まず、89番の地区でございますけれども、中抜けというように図面上は見えるところでございます。89番につきましては、買取り申し出、理由は農業の主たる従事者の死亡という形で出てございます。こちらにつきましては、現在、今のところ農地のままの状態、どういった形で今後動いていくのかというのはつかんでいないところでございます。指導はしたのかというところでございますが、

民有地でございますので、その部分を都市計画上、そこをどうしなさいとか、どうしたほうがいいのかというのはこちらから指導していくという立場にはございませんので、難しいところと考えているところでございます。

二つ目のまだ残されている農地につきまして、今後、相続等が起こった場合に乱開発される恐れがあるのではないかとこのところでございますが、ある程度の面積の開発等が行われた場合には、小平市には開発条例というものがございます。その中で申請されたときにできる限り乱開発を防ぐといいますか、道路等をどういった形で整備してほしいですか、どういった形でネットワークを結んでほしいといったことを指導する中で、何とかよい形でとどめたいと思っているところでございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 1件目ですけれども、都市計画上はそうなのかもしれませんけれども、例えば、そのままにしておくと、都市計画審議会を経て、税金が段階的に、同じ農地の中でもそこは生産緑地じゃなくなっちゃうわけですから、固定資産税が上がってきちゃうわけですね。そうすると、生産緑地の俗に言う200倍とか250倍になってくると、そういうような説明もされて、承知の上で制限を解除しているのかというのもお尋ねしておきたいと思っておりますけれども。

会 長 : 都市計画課長。

課 長 : こちらの行為制限の解除につきましては、申請を受けて行ったものでございます。後継者がなかなかおられないなど、人によって様々な事情があるかと思っておりますけれども、特に市のほうでここを生産緑地から外すと指定するような形での取り扱いではございません。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : そういう考え方じゃなくて、要は都市計画とはちょっと違っちゃうかもしれませんけど、生産緑地の地区はそこだけ外れると、そこは所有者の意思で外すわけだから、しょうがないと言えばしょうがないのかもしれないけど、いずれ周りは生産緑地で固定資産税安いのに、そこだけは高くなってきちゃうわけじゃないですか。そういうことを承知させていいのかというふうに聞いたんですね。

会 長 : 都市計画課長。

課 長 : 都市計画の範囲を超えてしまう部分もございましてけれども、税法上、生産緑地から外れれば、どうしてもそういった形でならざるを得ないところでございます。

生産緑地になっておりますと、相当低い金額になっており、生産緑地から外れますと、固定資産税等、あるいは相続税がかかってくるということは、ご本人は認識されているところでございます。

以上でございます。

委員：ありがとうございます。

会長：ほかに。

〇〇委員。

委員：今の関連なんですけれども、私もこの図面を見て、あれって思ったんですよね。大体、死亡によるということは、相続税を払うために宅地にして売却するからやむなく解除するという、そういうパターンかなと思ったんですけれども、現況も農地で、個人のことで、そんな詳しいことまではわからないかとは思いますが、大体解除するというのはそういうことと捉えていいんですかね。それと、これはちょっと特殊な何か事情があるという捉え方でいいのでしょうか。

会長：都市計画課長。

課長：こちらの89地区につきましては、実際、どうしてここをという部分につきましては、お話は聞いていないところでございます。通常の解除のケースですと、〇〇委員おっしゃいますように、相続税を払うために売却する、あるいは、兄弟の人数が多く、それを現金化しないとどうしても遺産分割ができないために売却せざるを得ないというケースがほとんどでございますけれども、こちらが今後どうしていくのかという部分につきましては、現在も農地でございますので、都市計画課としては見えていないところでございます。

以上でございます。

委員：追加ですけれども、この17地区で今、建築中というのはどれぐらいなんでしょうか。

会長：都市計画課長。

課長：地区とは別に、筆単位で動いているところなどもありますので、明確にその地区だということにはわかりませんが、全部で戸建て住宅が9箇所、そのほか公共施設ということで保育園等が1箇所、そのほかは農地、あるいは更地のままというところでございます。

以上でございます。

会長：ほかにご質疑等ございますでしょうか。

〇〇委員。

委員：よく議会で話題になるんですけれども、相続が起こって、いろいろ手続を短い期間にやらなければいけないと。そうすると、見込み

で売却をすると。ところが、見込みですから少し余ってしまったところを生産緑地に再指定するというようなところが、国分寺市とか他市であるようだということなんですけれども、その辺のことが前にも話として出ているかなと思うんです。検討状況というのは、小平市はどうなんでしょうか。

会 長 : 都市計画課長。

課 長 : こちらにつきましては、現在、都市農業振興基本法が制定されて、特区というような考え方が出ております。今現在、そういったお話を市のほうでも受けておまして、検討はしているところでございますが、こちらの特区、あるいは国の考え方が明確に出てこない、市のほうがこれでいくとなったときに、それに反する結果が出てきてしまいますと、難しい部分がございますので、動向を見つつ検討していきたいと思っているところでございます。

先ほど、〇〇委員からおっしゃられました相続で売却をして残ってしまったというような形の部分につきましては、都市計画決定でございますので、例えば今年度、削除を行い、来年度、逆に余ってしまったので追加というように、1年かからない間に削除と追加が出てきてしまうということも考えられ、それは都市計画上、どうなのかという部分がございます。ですから、国分寺市の場合もある程度年数を見た中で追加等を考えておりますので、小平市もそういった年数のある程度見た中で、やっぴいかざるを得ないかなというようには思っているところでございます。

以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : それでは、質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

28 諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 : 異議なしと認め、決定いたします。

ここで生産緑地地区に係る審議が終わりましたので、臨時委員の〇〇委員はご退席をお願いいたします。まことにありがとうございました。

(〇〇委員退席)

会 長 : それでは続きまして、これより報告案件が4件ございます。

担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思います。

初めに、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況につい

て」、担当課より報告をお願いいたします。

課長： それでは、小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況につきまして、ご報告いたします。

初めに、資料を確認させていただきます。

本日、机上配付いたしました報告資料①-1、小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について、報告資料①-2、小平市都市計画マスタープラン改定素案検討用資料(概要)、報告資料①-3、小平市都市計画マスタープラン素案検討用資料、以上3点でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、資料①-1をご覧ください。

改定の背景と目的でございますが、小平市都市計画マスタープランは、上位計画でございます「小平市第三次長期総合計画」との整合を図るため、平成19年3月に改定され、当面の事業目標年次を平成28年度までとしていました。

この間、少子化・超高齢社会の進展、市内外の都市基盤の整備、国・東京都や市の計画策定や計画の見直し、地域主権改革による権限移譲等の様々な変化がありました。また、市民の方たちでまちづくりのルールをつくる「小平市民等提案型まちづくり条例」の施行により、市民主体のまちづくりを進める仕組みも整ってまいりました。

このことから、市を取り巻く社会経済状況の変化やまちづくりにかかわる事業の進捗に対応し、関係法令・計画等との整合を図るため、平成26年度から約3カ年をかけまして見直しを行ってまいりました。

本マスタープランの位置づけでございますが、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられまして、上位計画である市の長期総合計画及び東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定め、市のまちづくりの基本的な指針となるものでございます。

目標年次でございますが、当面の具体的な目標年次となります事業目標年次は、平成29年度から平成38年度の10カ年としております。

これまでの改定の主な取組状況でございますが、計画策定の体制といたしましては、学識経験者等や市民公募委員などで構成されます小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会を11回、市議会議員で構成されます小平市都市計画マスタープラン全体構想特別委員会を7回、庁内の関連課で構成されます小平市都市計画マスタープラン関係課連絡会を10回開催しております。

市民参加の取組といたしましては、市民アンケート調査を平成26年度、平成27年度に実施し、また、ワークショップ等を行いましたまちづくりカフェを12回、本計画の説明などを行いましたまちづくりサロンを計11回、第1部から第3部までをまとめました、中間まとめに対する意見募集を行ってまいりました。

裏面にまいりまして、小平市都市計画マスタープランの概要でございますが、本計画の構成は第1部が「はじめに」、第2部が「まちづくりを取り巻く状況と見直しの視点」、第3部が「全体構想と実現に向けた取組」、第4部が「地域別構想」、第5部が「都市計画マスタープランの推進」となっております。

「第1部はじめに」では、改定の目的、役割、目標年次や市の現況等を記載しております。「第2部まちづくりを取り巻く状況と見直しの視点」では、これまでのまちづくりの経緯や市を取り巻く状況等をお示しし、これらを踏まえた六つのマスタープランの見直しの視点を整理しております。

「第3部全体構想と実現に向けた取組」では、まちの将来像を設定し、この実現に向けた五つのまちづくりの目標を進めていくための戦略や将来の都市構造、これらを下支えするまちづくりの方針(部門別)を示しています。

「第4部地域別構想」では、西、中央、東地域の3地域に区分し、各地域のまちづくりの方針や大きなまちの動きが計画されている鉄道駅周辺を鉄道駅周辺地区と定めまして、各鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針等をお示ししております。

「第5部都市計画マスタープランの推進」の第1章では、市民主体の地区まちづくりを推進するための考え方や、推進するための市民、事業者、市の役割など、第2章では、まちづくりの推進のための市の取り組み等をお示ししております。

なお、本日、時間の関係もありまして、詳細な説明ができませんので、詳細につきましては、報告資料①-2、報告資料①-3を後ほどご覧いただければと思います。

今後の主な予定でございますが、平成28年12月中旬から30日間、パブリックコメントを実施いたしますとともに、その間に説明会を実施する予定でございます。

また、平成29年2月下旬に本計画を本審議会に諮問する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひします。

会 長 :

報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組

状況について」、何かご質疑がございましたら、お受けいたします。

〇〇委員。

委員： 期間内に説明会を実施とありますけれども、これはいつごろから何回ぐらい予定されていらっしゃるんですか。

会長： 担当課長。

課長： パブリックコメントの実施期間中、大体2回程度の説明会を予定してございます。2回程度ですと少ないという印象を持たれるかと思いますが、なかなか説明会に来ていただけないということがございますので、駅で都市計画マスタープランの概要等に返信用封筒等をつけて意見を募るなどをして、できる限りパブリックコメントをふやしていくことを現在考えているところでございます。

以上でございます。

会長： ほかにございませんか。

〇〇委員。

委員： 質問ではないのですが、補足説明を。これまでの取り組みの中で、小平市都市計画マスタープラン全体構想特別委員会というのを議会で設けまして7回開催しました。私が委員長をしておりますので、経過をお知らせさせていただければなというふうに思っています。

7回終わった後で、今、ご説明があった改定の素案ができて、これからパブリックコメントをかけ、1月中旬に終わります。その直前に特別委員会を開きまして、ほぼこの内容を固めていくということになります。それで、議会では、議会基本条例に基づき、このマスタープランの改定を議決事項ということに決定をしておりますので、議案として正式に議会で審査をして、それで決定をするわけなんです。その議案が3月の議会にかかりまして、これまで会派から出ている議員が審査をしておりますので、最終的には可決の方向でいくということになります。ただし、全体が議案になるわけではなく、議案の文書となるのは、お手元の資料①-3の全体構想の部分だけとなりますので、25ページから31ページまでが議案という形になり、3月の議会で審査をするということになっています。蛇足というかちょっと説明を加えさせていただきます。

会長： 議会の取り組みについての補足説明がございました。何かご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

会長： それでは、ないようでございますので、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」の質疑を、これをもちまして終了いたします。

続きまして、報告事項2件目の「東京における都市計画道路の整

備方針（第四次事業化計画）について」、担当課より報告をお願いいたします。

それでは、入室してください。

（〇〇課長入室）

会 長 : 初めに、職員の紹介がございますので、〇〇課長のほうからお願いいたします。

課 長 : 職員のご紹介をさせていただきます。都市計画道路担当課長の〇〇でございます。

担当課長 : 都市計画道路担当課長の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします

課 長 : 都市計画道路担当係長の〇〇でございます。

担当係長 : 〇〇と申します。よろしく申し上げます。

会 長 : それでは、報告をお願いいたします。

担当課長 : 改めまして、よろしく願いいたします。

本日は、報告事項が2件ございますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に本年3月に策定いたしました「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」につきまして、概要をご報告いたします。

本整備方針は、東京都と特別区、26市2町が連携・協働のもと、区部と多摩地域を統合した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、本年3月に公表されたものでございます。本年3月の都市計画審議会において、昨年12月に公表された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」につきまして、ご報告させていただきましたが、本日は整備方針の策定について、改めてご報告させていただきます。

最初に配付資料でございますが、資料②-1、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）概要版、それから、②-2、全文の入った冊子版、②-3、市内の優先整備路線の案内図、以上の3点でございます。

それでは、資料②-1、概要版に沿って、整備方針の主な内容につきまして、大きく3点ご説明させていただきます。

初めに、概要版11ページの「3 将来都市計画道路ネットワークの検証」をご覧ください。

「将来都市計画道路ネットワークの検証」では、未着手の都市計画道路を対象に15の検証項目を設け、必要性の検証を実施いたしました。検証の結果、いずれの検証項目にも該当しない区間を「見直し候補路線」として位置づけ、本年度以降、地域の視点から改め

て路線の必要性を検証してまいります。

また、必要性が確認された都市計画道路のうち、様々な事由により、計画幅員や構造など、都市計画の内容について検討を要する路線を「計画内容再検討路線」として位置づけました。

この「計画内容再検討路線」につきましては、整備方針（案）では、名称を「計画検討路線」としておりましたが、整備方針（案）へのパブリックコメントなどによる意見を参考に、路線の特徴や位置づけなどがわかるよう、名称を「計画内容再検討路線」に改めております。

「見直し候補路線」と「計画内容再検討路線」の位置等につきましては、12ページ、13ページに掲載されておりますが、小平市内で「見直し候補路線」、「計画内容再検討路線」に位置づけられた路線はございません。

それでは、ページを戻りまして概要版の2ページをご覧くださいと思います。

「2 第四次事業化計画（優先整備路線の選定）」をご覧ください。

「将来都市計画道路ネットワークの検証」の結果、必要性が確認された路線に対して、広域的な課題と地域的な課題から六つの選定項目を設定し、平成28年度から平成37年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を320区間、226キロメートルを選定いたしました。

なお、選定に当たっては、事業の継続性や実現性などを踏まえ、総合的に判断しております。

市内の優先整備路線の位置等は、後ほどご説明いたします。

続きまして、概要版14ページをご覧くださいと思います。

「4 都市計画法第53条に基づく「都市計画道路区域内における建築制限の緩和」」をご覧ください。

これまでの建築制限緩和の範囲を拡大し、優先整備路線を含む全ての都市計画道路区域内において、3階までの建築を可能とする新たな基準を設けました。小平市においても、「小平市都市計画施設の区域内における建築の許可に関する基準」を一部改正し、4月より施行しているところでございます。

なお、策定にあたり、整備方針（案）について、東京都が実施したパブリックコメントでは、主に個別路線に関するものが多数寄せられており、整備推進から事業見直しのご意見まで幅広く寄せられたと伺っております。

続きまして、市内の優先整備路線の状況をご説明いたします。

概要版では7ページから10ページにかけて示されております

が、ここでは、資料②-3、市内の優先整備路線の案内図を使ってご説明いたします。

市内の優先整備路線でございますが、整備方針では、都施行2路線、市施行2路線、その他施行2路線の計6路線、合計で3,170メートルが優先整備路線として選定されております。この6路線は、整備方針（案）で示された優先整備路線から変更はございません。

具体的には、都施行2路線につきましては、路線図、右手の番号①、②、花小金井駅周辺の小平3・3・3号線でございます。①は、西東京市境から花小金井南町二丁目のせいぶ通りまでの870メートルの区間、②は、都市計画道路である小平3・4・17号線、小金井街道から小平3・4・7号線、新小金井街道までの1,180メートルの区間でございます。

市施行2路線につきましては、小川駅付近の③、小平3・4・10号線で、小平3・4・21号線、富士見通りから府中街道先の市道第A-61号線までの530メートルの区間と、小平駅北側の④、小平3・4・19号線で、東京街道から東久留米市境までの460メートルの区間でございます。

なお、小平3・4・19号線につきましては、第三次事業化計画に引き続き、第四次事業化計画でも優先整備路線に位置づけられております。

その他施行2路線につきましては、地元において、市街地再開発事業での整備の検討が進められている、⑤の小川駅西口の小平3・4・12号線と、⑥の小平駅北口から東京街道までの小平3・4・19号線が位置づけられております。以上の6路線が市内の優先整備路線でございます。

市では整備方針の公表に伴い、第四次事業化計画の策定と市内の優先整備路線につきまして、5月5日に市報特集号を発行するとともに、市ホームページでもご覧いただけるようにしております。

また、本年5月中旬から下旬にかけて、市独自の取り組みとして、市内3カ所でパネル展示を開催し、情報周知に努めているところでございます。

1件目につきましては、以上でございます。

会 長 : 報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）について」、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

〇〇委員。

委員： ありがとうございます。最後にご説明していただいたのが、おおむね10年間の優先整備路線といったところでございますけども、概要版ではないほうの9ページを見ますと、区部が約65%で多摩地域が約60%ということですが、10ページのほうを見ますと、小平は38%ですから非常に低いほうから数えたほうが早いところなので、このように都市計画道路が遅れている理由、要因などあればお聞きしたいなど。

それともう一点は、今度、優先整備路線区域内でも高さ10メートルまでなら3階が建てられるようになったわけですよ。ということは、これによってまた整備のスピードが遅れてしまうんじゃないかなという危惧があるんですけども。それと、例えば、区画整理をして、そこで小平3・3・3号線を取り込んでやっていけば早くできるとか、そういうスピードアップするやり方もあるわけですよ。すいすいプランというのもありましたよね。そういう少しでもスピードアップをする方法というのも考えられないのでしょうか。

会長： 担当課長。

担当課長： 都市計画道路の整備が遅れている理由でございますが、私が確認しているところでは、小平市は都市計画事業のうち下水道の整備に平成の当初から力を入れてきたということがあり、道路整備の方が若干遅れたということをご報告いたします。

平成28年3月時点の整備率は42.6%となっておりまして、この冊子の時点よりは若干進んでいます。多摩地域の中では、順位付けしますと20番以降となっています。

2点目でございます。3階建てを建てられるということになったということで、スピードアップするやり方がほかにないかというお話でございますが、現在、その他施行ということで、進められている再開発事業による駅前広場の整備のように、市の単独事業ではなく組合施行で進めるもの、また、先ほどお話がありました区画整理、そういった動きの中で都市計画道路があれば一緒に取り組んでやっていけるものと、考えてございます。

また、建築制限緩和の影響の関係でございますが、今回、今までの2階建てから3階建てまで建築可能と緩和したわけですが、それによって整備が遅れるという影響が、それほど大きくないのではないかと捉えているところがございまして、全部の路線を、対象に広げたと聞いてございます。

今まで2階建てだったものが3階建てまで建築可能となりますが、事業化の際は、せっかく建てたものを壊すこととなりますので、

事業に協力しづらいとか、そういうことを考える方が出てくるかもしれないませんが、私どもは協力をお願いして、事業を進めていきたいと考えてございます。

会 長 : よろしいですか。

〇〇委員。

委 員 : ありがとうございました。

資料②－３中、番号①と②の都施行の小平３・３・３号線についてなんですけれども、小平市民への影響というか、立ち退きとか一部立ち退きとか、そういう影響は何軒ぐらいあるんでしょうか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 小平３・３・３号線の影響家屋に関しましては、現在のところ何軒かというところは把握していない状況でございます。小平３・３・３号線は、大きな事業でございますので、今後、東京都からの情報など、お伝えできることがあれば、今年も５月５日号の市報特集号で、市内の都市計画道路の状況を皆様にお伝えしましたが、市報などを活用しながら情報周知に努めていきたいと考えてございます。

会 長 : 〇〇委員。

委 員 : いつごろそういうのが明らかになるのかなというのが知りたいのと、あと、資料②－１の１１ページ、路線の見直しに関して、基本目標として、活力・防災・暮らし・環境というふうにあるんですけれども、小平３・３・３号線などは本当に家が張りついているわけですね。区画整理のところはそうではなかったんですけれども、今回、優先整備路線区域内に入っているところは、商店街丸ごとみたいな感じですね。暮らしをひっくり返すわけですね、いわば。こういうところは今後、検討の対象にならないんでしょうか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 小平３・３・３号線につきましては、お住まいの方々に対し、影響が大きい事業ということは認識してございます。しかしながら、東京都においては骨格幹線道路として、重要な路線ということで、皆様のご協力をお願いして、ぜひとも進めていきたい路線だと伺ってございますので、今後、商店街の方々など、いろいろな方がいらっしゃいますので、丁寧に事業を進めていただくようお願いをしたいと考えてございます。

会 長 : 〇〇委員。

委 員 : 今の小平３・３・３号線の関係なんですけど、今回、優先整備路線とされたのは小平市では西東京の市境から新小金井街道まで、市域の東側のエリアということで、たしか西東京のほうも３・３・３号線が優先整備路線に入っていたと思うのですが、これはやはり西東

京が進まない限り小平も進まない、同時進行という認識でいいですか。その辺だけちょっと伺いたい。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 小平3・3・3号線につきましては、西東京市と歩調を合わせて整備していくのが通常のやり方と考えてございますが、現在、どちらの市からどのように進めるということは伺ってございませんので、今後、進め方なども伺いながら、情報提供に努めていきたいと考えてございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 小平3・2・8号線、府中街道のほうですが、あちらがどういう位置づけになるのか。第三次事業化計画で位置づけられたままで、まだできていない状況ですよね。その位置づけと今の状況と見通し、わかれば教えていただきたいです。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 小平3・2・8号線の位置づけでございますが、第三次事業化計画で優先整備路線として選定されて、そのまま事業着手していますので、第四次のほうには入ってございません。こちらの事業の見通しでございますが、現在のところ、平成32年3月31日までの期間で事業認可を取得しており、現在、東京都のほうから期間延伸のことは聞いてございませんので、今の事業期間、平成32年3月31日を目標に完了させていくものと認識してございます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、それでは、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）について」の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項3件目の「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会の開催について」、担当課より報告をお願いいたします。

担当課長 : 続きまして、報告事項の2件目でございます。

小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会の開催について、ご報告いたします。

最初に配付資料でございますが、資料③-1、小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会について、③-2、小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案のあらましのパンフレット、以上の2点でございます。

それでは、資料③-1に沿ってご説明させていただきます。

小平3・4・10号線の府中街道への延伸につきましては、かね

てより整備に向けた調査・研究を進めてきたところでございます。昨年1月に実施したオープンハウスや本年5月に実施したパネル展示で情報提供を行ってきた計画幅員の変更につきまして、交通管理者や東京都などの関係機関との調整が整ったことから、事業化に向けた取り組みの一環として、都市計画変更素案の説明会を開催いたしました。

「1 開催日時と来場者数」でございます。

説明会は本年11月11日金曜日の夜間19時から20時30分まで、翌12日土曜日、昼間14時から15時30分まで、小平第六小学校の体育館で開催しました。11日は51名、12日は56名、二日間で計107名の方にご参加いただきました。2回とも同じ内容でございます。

続きまして、「2 説明内容（要旨）」でございます。

最初に「(1) 都市計画のあらまし」でございます。資料③-2、パンフレットの1ページ上段に記載してございますが、小平3・4・10号小平大和線は、仲町から栄町三丁目に至る延長約3.6キロメートルの都市計画道路で、市内における東西道路ネットワークを形成する主要路線の一つでございます。小平3・4・10号線の路線全体の整備状況、第四次事業化計画における優先整備路線の区間や都市計画変更予定区間について位置図で示しました。

次に、「(2) これまでの主な取り組み」でございます。

市で行いました主な取り組みとしては、平成26年度にアンケート調査、平成27年度にオープンハウス、そして、今年度にパネル展示を実施し、整備イメージなどの資料を提示し、地域の方々に情報提供を行い、周知を図ってまいりました。

続きまして、「(3) 都市計画変更素案の概要」でございます。

今回、都市計画変更を考えております区間は、鉄道敷との交差がございしますが、市では鉄道敷との交差箇所を立体的に整備し、アンダーパスで工事を進める方法が最適であると考えてございます。

現在の計画幅員16メートルから20.5メートルでは、アンダーパス部や副道部に車道と構造的に分離された歩道等を設置するのは困難でありますことから、計画幅員を16メートルから部分的に最大で33.5メートルとする都市計画変更素案の概要についてご説明させていただきました。

変更区間は、富士見通りから府中街道までの延長約380メートルの区間でございます。車線数につきましては2車線で、構造形式は地表式でございます。鉄道との交差の構造は、西武国分寺線・拝島線と立体交差としております。

なお、道路の概要につきましては、イメージ図を5ページ、6ページに載せてございます。

次に、「(4) 主な整備効果」でございます。

整備効果としましては、小川駅周辺地区の課題でございます二中通りや中宿通りの渋滞緩和や、歩行者や自転車の安全性・快適性の確保などがございます。また、小川駅西口で取り組みが進む再開発事業と連携したまちづくりの促進や災害時の安全な避難路の確保による防災機能の向上が期待できます。

「(5) 今後の予定」でございます。

資料③-2、パンフレットの最終ページに説明会後の都市計画決定・告示までの流れを記載してございます。

説明会開催後、東京都知事協議を行い、都市計画法の規定による事務手続を進めてまいります。手続が完了しますと、都市計画変更案の公告・縦覧を行い、都市計画案に対しまして、意見書をお受けする期間を設けてまいります。その後、意見書を取りまとめ、小平市都市計画審議会でご審議いただく流れでございます。

また、都市計画決定後の整備時期といたしましては、現段階では具体的に提示することはできませんが、関係機関との事業化に向けた協議を経て、準備が整い次第、第四次事業化計画の期間中の着手に向けて、できる限り早期に事業概要説明会及び測量説明会を開催したいと考えてございます。

続きまして、「3 主な質問・意見等の要旨」でございます。

説明会での主な質問・意見等につきましては、「アンダーパスの延長が鉄道敷の東西で違うのはなぜか、西側と同じように東側もできないのか」、「事業認可や用地買収の時期など、今後の予定を詳しく教えてほしい」、「整備によって、小平3・4・10号線を挟んだ南北の移動はどう変わるのか」、「大雨の際、このアンダーパスは通行止めになるのか」、「副道がなければ拡幅する必要がない、副道は必要ないのではないか」などがございました。

説明会の報告事項は以上となります。今後、都市計画法に基づき、東京都との協議や都市計画変更案の公告・縦覧を経て、次回以降の都市計画審議会でも、本案のご審議をしていただきたいと思いますと考えてございます。

報告事項は以上でございます。

会 長 : 報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会の開催について」、何かご質問がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

会 長 : 特にございませつか。
ないようでございますので、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線都市計画変更素案の説明会の開催について」の質疑を終了いたします。

(〇〇課長退室)

会 長 : それでは、報告事項、最後になりますが、続きまして、報告事項4件目、「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」、担当課より報告をお願いいたします。

(〇〇課長入室)

会 長 : 初めに、職員の紹介をお願いいたします。

課 長 : 職員の紹介をさせていただきます。資源循環課長の〇〇でございます。

担当課長 : 〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

課 長 : 資源循環課長補佐の〇〇でございます。

担当課長補佐 : 〇〇でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

会 長 : それでは、報告のほうをお願いいたします。

担当課長 : それでは、「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」、報告させていただきます。

最初に、資料の確認をさせていただければと思います。

1点目は、ホチキスどめの「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」、報告資料ナンバー④-1でございます。2点目が、「小平市リサイクルセンター整備基本計画について」、A4の表裏で1枚もので、資料ナンバー④-2でございます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、報告をさせていただきます。本件につきましては、施設の老朽化等により新たな小平市リサイクルセンターの建設を予定しております。建築基準法では、日量処理能力5トン以上のごみ処理施設を新築または増築する場合には、都市計画においてその敷地の位置が決定したものでなければならないとされております。本日は今後、都市計画決定のご審議をいただく前に、リサイクルセンターの建設に向けたこれまでの取り組みについて、資料に基づきご報告をさせていただくものでございます。

最初に、報告資料④-1、「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」の1ページをご覧ください。

「1 これまでの経緯」でございます。リサイクルセンターの更新に当たりましては、平成26年度に「(仮称)小平市リサイクルセンター整備基本計画」策定の基本方針をまとめ、整備に当たっては、

効率的に施設更新を行う観点から、現在のリサイクルセンター西側の敷地の活用も含めて、現行施設を並行稼働させながら新処理施設の整備等を最短の工程で行う方向で検討することとなりました。

この基本方針を受けまして、昨年度「(仮称)小平市リサイクルセンター整備基本計画」の策定に向け、市民から定期的に意見聴取を行うことを目的に、施設整備地の周辺住民を含むワークショップを立ち上げ、計画段階から意見を聴取すると同時に、市民意見公募手続及び市内三会場で市民懇談会を開催いたしました。あわせて、小平市廃棄物減量等推進審議会からも意見を聴取するなどして、平成28年2月に「小平市リサイクルセンター整備基本計画」を策定いたしました。

「2 整備基本計画のコンセプト」でございますが、建設に当たり五つのコンセプトを整理しました。安全、安心で安定した処理を行う施設、市民との協調及び地域との調和を図る施設、環境に配慮した施設、環境学習の発信拠点となる施設、経済性に配慮した施設といたしました。

次に、2ページをご覧ください。

「3 施設の概要」でございますが、「① 建設予定地」は、小川東町五丁目19番10号になりまして、位置的には国立精神・神経医療研究センターの南側、六小通りから南に少し入ったところに位置しております。敷地面積は約1万1,500平方メートルです。

図1の建設予定地の写真の点線の部分が、都市計画決定の範囲となります。この写真の左側、黒の実線で囲った範囲が今回新たに建設を予定しているところで、現在は一部剪定枝置き場となっておりますが、広場として活用されております。この右側に建物が映っておりますが、こちらが現在、資源物の処理をしております施設となりまして、写真の右側の長方形の建物がビン・カン棟で平成5年度に稼働。その左下、白っぽい屋根の建物がペットボトル棟で平成8年度に稼働。そして、中央上の長方形の白っぽい屋根の建物が再生家具の修理・販売をしております「リプレこだいら」で、平成8年度から稼働となります。

「② 現施設と新施設の概要比較」でございますが、現施設との大きな違いといたしましては、資源物を処理する施設と再生家具を販売施設を一体化した施設として、新たに環境学習ができる講座室の設置や見学ルートを設置いたします。

資源物の処理といたしましては、ペットボトルと容器包装プラスチックの処理については、平成31年度から小平・村山・大和衛生組合で処理をすることとなりますので、新施設の設置は不用となり

ますが、保管機能として、現在、中島町にあります清掃事務所で
っておりますスプレー缶やガスカードリッジ缶、ライター、電池、
蛍光管等の選別保管は新しいリサイクルセンターで行うこととなり
ます。

次に、「4 敷地利用計画」でございます。3ページをご覧ください。

これは施設整備後の全体配置と動線計画を図にしたものでござい
ます。新リサイクルセンターは、図の左側、資源化エリアとプラザ
エリアが一体となった施設といたします。右側の地域還元エリアは、
新しいリサイクルセンターの稼働後に施設を解体し、整備する予定
でございます。また、動線計画といたしましては、収集車両とプラ
ザエリアを利用される一般の来場者との動線を分離し、施設内での
事故がないよう安全を確保いたします。赤い色の実線が収集車両で、
図の下、左側にある青色の点線が一般来場者の動線となります。

次に、4ページの「5 都市計画について」でございます。

「① 都市計画の必要性」でございますが、現施設はごみ処理量
の削減と最終処分場の延命化を図るとともに、資源を有効に再利用
することを目的として建設した施設でございます。ビン・カン棟に
つきましては、平成30年度に目標耐用年数が到来するほか、暫定
施設として建設された施設であり、機械設備も建設当初のものをそ
のまま使用している状況で、老朽化が進んでおり更新が必要となっ
ております。

そのことから市では、安定的に資源物を処理するための都市施設
として都市計画決定をするものでございます。法令に基づく案の縦
覧は、来年1月中旬を予定しておりますが、それに先立ちまして、
現在、市民からの意見を聞くため、11月27日にリサイクルセン
ターの整備事業及び都市計画原案についての説明会を実施し、11
月28日から12月12日までの間で原案の縦覧を行っております。
原案の縦覧後、東京都と協議をしております。

次に、5ページの「6 生活環境影響調査について」ございま
す。

生活環境影響調査とは、建設する施設が周辺地域の生活環境に及
ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき生活環境に配慮し
た対策を検討した上で施設をつくり上げていこうとするものでござ
います。今回の調査では、新施設の建設予定地は準工業地域でござ
いますが、周辺は住宅地となっていることから、周辺環境への影響
を極力抑えるとともに、作業員の作業環境にも配慮した施設とする
ことを目的に、騒音・振動・悪臭について調査をいたしました。

「② 公害防止基準」でございますが、新しくできる施設に対して基準を示したもので、騒音及び振動に関しましては自主基準値を定めることといたしました。

6ページをご覧ください。

「③ 生活環境影響調査の結果」でございます。

「(1) 現況把握、予測、影響の分析結果の整理」でございますが、施設の稼働による影響は、適切な環境保全対策により規制基準を満足するとの結果となりました。この規制基準を満足するための対策でございますが、「(2) 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容」といたしまして、騒音対策としては、プラットホーム出口は二重扉とする。振動対策としては、処理能力に見合った規模の施設に更新すること、振動を発生させる機器は必要に応じて防振装置を設置すること。悪臭対策としては、施設内に脱臭設備を設置し、貯留ヤードに消臭剤の噴霧装置を設ける、プラットホーム出入り口にエアシャッターを設ける、脱臭装置の排気口を施設東側に設けることとし、「(3) 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容」といたしましては、騒音対策としては、プラットホームの扉が開いた状態で荷下ろしや処理作業を行わない、運搬車両は規制速度を遵守し、急加速等の高負荷運転を避ける、特定の日時に運搬車両が集中しないよう、運搬計画の最適化を図る。振動対策としては、適切な運転管理により、高負荷運転を避ける、設備機器の定期点検を実施し、設備不良によるがたつきの防止に努める、運搬車両は規制速度を遵守し、急加速等の高負荷運転を避け、アイドリングストップを励行する、特定の日時に運搬車両が集中しないよう、運搬計画の最適化を図る。悪臭対策としては、施設の設置に関する計画に反映した事項により対処することといたしました。

以上のような内容を施設の設置及び維持管理に関する計画に反映することで、規制基準を満足することができるとの結果となりましたので、施設の設計及び運営の際に反映させてまいります。

なお、生活環境影響調査の結果につきましては、都市計画案の縦覧時期と合うように縦覧をしております。縦覧時期につきましては、後日、市報などでお知らせいたします。

次に、7ページの「7 整備スケジュール」でございます。

本年度は、新施設整備に向けて工事発注準備を行っており、来年度工事に着手し、平成31年度から稼働する予定です。現在の施設については、新施設の稼働後から解体を始め、跡地の整備を32年度まで行う予定でございます。そのほか、「① 施設建設に向けた各種調査」のとおり実施しております。

次に、資料④－２でございますが、こちらは小平市リサイクルセンター整備基本計画を策定するに当たり、これまで取り組んできた内容について整理したものでございます。

1は、リサイクルセンターの現状と今後の基本計画の策定に向けて意見等を聞くためのワークショップの立ち上げについて行った説明会の日程等でございます。

2は、計画策定までに行った取り組みについて整理したもので、①はワークショップの取り組み内容、②は小平市廃棄物減量等推進審議会での内容。裏面の3は、計画案における市民意見公募手続の結果。4は、計画案の際に行った市民懇談会の日程等でございます。5と6につきましては、本年度、都市計画決定に向けて取り組んでいる内容でございます。

「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」の報告は以上でございます。

会 長 : ご苦労さまでした。報告は終わりました。
ただいまの報告事項、「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、「小平都市計画ごみ処理場に関する取組について」の質疑を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願いいたします。

課 長 : 次回の都市計画審議会でございますが、来年の2月21日の開催を予定しております。お忙しいと存じますけれども、詳細が決まり次第、お早めにお知らせしたいと思っておりますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

会 長 : 何かございますか。

委 員 : 一番最初に、生産緑地の変更の諮問がありました。小平市の農地は毎年大体平均3ヘクタールずつぐらい買取り申請が出て減っているのが現状でございます。今年は3万7,000平米、3.7ヘクタールぐらいの生産緑地が消えたこととなります。3.7というと、小・中学校が1.2から1.5くらいということですので、二つ以上の学校の規模の農地が消えたこととなります。

そういう中で農家が相続が発生をいたしますと、駐車場とかアパートの敷地というのは売りづらいということもありますし、そこを残そうという農家の意志もありますので、農地を売って相続税を払

うという現状がこのように減っていくほとんどの要因でござい
ます。そういう中で先ほど〇〇委員から発言がありましたけれども、
納税資金のために農地を売る場合、10カ月以内に納税しろ、現金
で払えという中で、なかなか順調に行くことは少ないようですが、
例えば、坪単価幾らで売れそうだから、ではこれだけ買取り申出し
ようということになったときに、意外と高く売れたとか、あるいは、
分割協議金が意外と少なかったとかということで、例えば、三反分
というのは古い言い方ですが、三反分買取り申出したが二反分売れ
ば足りたということで、その残ったうちの五畝をまた生産緑地に戻
したいという要求が非常に農家さんの間で広がっておりまして、小
平市農業委員会もそれを可能にするため取り組んでいるところでご
ざいます。都市計画部局から見ると、都市計画というのは基本的
には変更というのはないんだそうですが、亡くなったり農業ができな
くなったというときのための特別な救済措置ということで、こうい
う買取り申出の制度があるのだということで、そういう部分につい
ても、我々から見ると厳しい状況でございましてけれども、農地をな
るべく残すために、また農家が相続のときに、10カ月以内の納税
という非常に厳しい状況に立たされた人が、特殊な精神状態の中み
ずからの命を絶つという例も今でもあるということで、それだけで
はないですが、少しでも選択肢を広げるため、1回買取り申出した
農地を再度生産緑地に戻すことについて今、都市計画部局と農業委
員会の事務局、農協さん等と調整をしているところでございます。

都市計画部局の方々、あるいは、この都市計画審議会の委員の皆様には、そのような状況をご理解をいただきまして、ご支援をいただきたいとお願いをさせていただきます。

会 長 : 〇〇委員は農業委員会の会長をしておりますので、農地の保全という視点からご発言があったかと思えます。

(閉会の辞)

会 長 : それでは、以上をもちまして、第1回小平市都市計画審議会、終了させていただきます。

また、暮れ押し迫りますと寒くなりますし、ご自愛されまして2月21日でしたか、次回、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(閉会)